

## 研究論文

# ウェルビーイングの概念の自治体政策への適用可能性と 課題に関する考察

—— 福井県永平寺町におけるウェルビーイング調査をもとに ——

A Study on the Applicability of the Concept of Well-being to Japanese Municipal Policy  
— Based on the Wellbeing Survey in Eiheiji Town, Fukui Prefecture —

高野 翔\*

はじめに —背景と目的—

- I. 先行研究からの問題意識と本稿の位置づけ
- II. 地方自治法からのウェルビーイングの実践的枠組みの抽出
- III. 主観的ウェルビーイング調査モデルの新規設定
- IV. 永平寺町におけるウェルビーイング調査の結果
- V. 考察 —可能性と課題—

本稿は、ウェルビーイングの概念をどのように自治体政策に活用することができるか、をリサーチクエスションとし、福井県永平寺町におけるウェルビーイング調査の調査プロセスと結果分析を通じて、ウェルビーイングの自治体政策への適用可能性と課題を考察するものである。

ウェルビーイングを自治体政策に適用する実践的枠組みの創出に向け、日本の地方自治の法的根拠である地方自治法に注目し、“住民の福祉”の文言を、現代における住民のウェルビーイングであると捉え、①ビジョン提示と測定把握、②政策の優先度決定、③政策への視点付加、の3層の適用枠組みを抽出した。また、層毎に中核的質問を設けて主観的ウェルビーイング測定に関する調査モデル系を新規設定し、福井県永平寺町にてウェルビーイング調査を実施した。

実践的枠組み抽出・調査モデル系設定・ウェルビーイング調査実施を通じて、永平寺町における住民のウェルビーイングの状況把握、永平寺町の政策分野及び政策視点の強みと弱みの特定が可能となり、ウェルビーイングの概念の自治体政策適用への可能性が示唆された。

**キーワード：**主観的ウェルビーイング、自治体政策、地方自治法、住民の福祉、  
福井県永平寺町

---

\* 福井県立大学地域経済研究所

## はじめに —背景と目的—

人の幸福、健康、福祉などを広範に包含する“ウェルビーイング (Well-being)”という概念に近年世界中で注目があつまっている。意味としては、Well-beingの英字記載のとおり、よい (well) 状態 (being) を指し示す。この概念が世界的に認知されはじめたのは、WHOによる健康の定義において、「健康とは、身体的・精神的・社会的にウェルビーイングな状態」と表現されたことにあるとされ、ウェルビーイングは「身体的・精神的・社会的に良好な状態にある人々の幸せ」を示すものとして、哲学、心理学、経済学を始めとする様々な分野において現在進行形で研究が進んでいる。

OECDの主観的ウェルビーイング測定に関するガイドライン (OECD Guidelines on Measuring Subjective Well-being) では、ウェルビーイングの測定に関する概念枠組みとして、「生活評価：ある人の生活またはその特定側面に対する自己評価」「感情：ある人の気持ちまたは情動状態、通常は特定の一時点を基準にして測る」「エウダイモニア (eudaimonia)：人生における意義と目的意識、または良好な精神的機能」の3つを掲げ、国連の世界幸福度調査 (World Happiness Report) 等、ウェルビーイングの測定が世界中で盛んに行われている (経済協力開発機構 OECD 2015)。

このようにウェルビーイングへの注目が集まり、測定を通じた公共政策への適用可能性が模索されはじめた起源をたどると、第4代ブータン国王ジグミ・シンゲ・ワンチュクが1970年代に述べられた「ブータンではGNP

よりもGNH (Gross National Happiness) が大事だ」という一つの金言に至る。ブータンではこれ以降、金銭的・物質的豊かさだけを偏重して追求するのではなく、伝統的な社会や文化、環境などにも配慮し、国民一人ひとりの精神的な豊かさを重視する、というブータン独自の開発指針・GNHに基づいた国づくりを進めている。また、ウェルビーイングへの関心はブータンに留まることなく、国際機関であるOECDは、経済学者ジェセフ・E・ステイグリッツを中心とした社会進歩を測定する委員会を立ち上げ、一人ひとりの生活の質に注目してウェルビーイングの度合いを見える化し測定するための指標 (Better Life Index) や上記の測定ガイドラインを策定し、経済社会発展アプローチにおけるウェルビーイングの主流化に力をいれてきた。加えて、近年では、ニュージーランド、アイスランド、スコットランドなど多数の国において、ウェルビーイングを国家運営の機軸とする国が現れてきている。

また、日本においても、生活の豊かさや幸福度の測定のために、社会指標 (作成年: 1974-84年) の作成にはじまり、国民生活指標 (1986-90年)、新国民生活指標 (豊かさ指標) (1992-99年)、暮らしの改革指数 (2002-05年)、幸福度指標試案 (2011年) などが検討されてきた (町野 2013)。2021年6月には、「経済財政運営と改革の基本方針2021 (通称、骨太の方針2021)」において「政府の各種の基本計画等について、Well-being に関するKIPを設定する」、また、「成長戦略実行計画案」において「国民がWell-beingを実感できる社会の実現」と記載され、経済社会発展アプローチにおけるウェルビーイングの主流化の

動きが高まっている。さらに、主体としても国ばかりでなく、より住民と近い地方自治体が幸福やウェルビーイングの概念を自治体政策に取り込んでいこうとする動きが各地で見られ、「幸せリーグ」と呼ばれる、約100の基礎自治体が参加し住民の幸福実感向上を目指し連携・交流を行う自治体連合体も存在する。

かかる背景の中、本稿では、ウェルビーイングという新しい概念を日本の自治体政策へと適用する可能性と課題を、永平寺町との共同研究にて行うウェルビーイング調査のプロセス・結果を通じて抽出し、今後の政策展開に向けた考察を行うことを目的とする。

## I. 先行研究からの問題意識と本稿の位置づけ

### 1. 日本の自治体のウェルビーイングに関する調査及び取り組み動向

日本における自治体を対象としたウェルビーイング・幸福度調査として知名度が高い調査に、寺島実郎氏が監修し、一般財団法人日本総合研究所が編集する『全47都道府県幸福度ランキング』が挙げられる。本稿の対象都道府県となる福井県は、当該ランキングにおいて、2014年度版、2016年度版、2018年度版、2020年度版と4回連続で第一位となっており、福井県政としても幸福を地域ブランドとして捉えた政策展開を行っている。当該ランキングは、人口増加率、一人あたり県民所得、選挙投票率（国政選挙）、食料自給率（カロリーベース）、財政健全度の5つの指標からなる「基本指標」と「健康」「文

化」「仕事」「生活」「教育」の5分野からなる複数の客観的指標により比較分析されている（2012年度版55指標、2014年度版60指標、2016年度版65指標、2018年度版70指標、2020年度版75指標）。寺島ら（2020）は、福井が連続で幸福度No.1である要因を、「子どもが健全に成長できる教育環境が整う」とする教育分野と「若者や女性を含めた雇用が非常に安定している」とする仕事分野によるものと分析している。

一方で、都道府県ランキングは一位であっても、主観的な幸福実感を伴わないという指摘も見られ、福井新聞及び京都大学と日立製作所の共同研究部門である日立未来課題探索共同研究部門は「未来の幸せアクションリサーチ」という協働プロジェクトを通じて、県民の声から福井県独自の主観的幸福の指標を作成し、県民の幸福実感を高めるアクションの研究をおこなっている。加えて、鈴木ら（2016）は、上記『全47都道府県幸福度ランキング』などの客観的指標を基にした日本の客観的幸福度は「客観的幸福度は算出の基礎となる経済社会指標の選定基準に依存することから、地域住民の主観的幸福度を反映しているかどうか疑問がある」と指摘している。また、『全47都道府県幸福度ランキング』においても、「『日本総研型アプローチ』は対比可能な客観的な指標を抽出し、地域に生きる人々の幸福を実現するための基本要素を踏み固めることに重きを置いたことから始まった。」と調査の姿勢を明確にしつつも、幸福の主観的な要因の把握は今後の課題であるとし、加えて、最新の2020年度版では「自らの行動による幸福実感」をメッセージに掲げており、客観的指標だけでは捉えることので

きない、ウェルビーイング・幸福における主観的要因や実感性の重要性に言及している。

幸せ経済社会研究所（2012）では、47都道府県、52政令指定都市・県庁所在地、取り組みが報道されている2区市、合計101の自治体に対し、アンケート調査やWEB調査を実施し、幸福度や豊かさを指標化する試みとして11種類があると報告している。森田（2014）は、当該11指標を対象とした研究において、「新潟市のようにすべて客観指標で構成される指標もあるものの、基本的に客観指標で構成されていた初期の社会指標と比較すると、全般的に主観指標が重視される傾向があるといえる。幸福度指標は、初期の社会指標のように客観指標から住民の主観的な幸福を推定しようとするのではなく、住民の主観的な感情そのものを重視するものといえよう。」と指摘。幸福実感都市あらかわの実現に向け主観指標を重視する荒川区民総幸福度（Gross Arakawa Happiness : GAH）を代表事例の一つとして紹介している。また、広井ら（2020）は、県民の実感からなる主観的幸福感を分析し政策展開への反映を試みている先駆的な自治体として岩手県の取り組みを紹介しており、住民の主観的幸福を自治体政策に適用していくことへのニーズ及び動向が伺える。

## 2. 主観的ウェルビーイングの国際的な文化差

人類はウェルビーイングや幸せについての議論を紀元前4世紀のアリストテレスの時代から続けてきており、多様なウェルビーイング・幸せの定義や捉え方が生まれてきた。心理学においては、人生の満足度や生活満足度

を個々人の自己評価で測定することによりウェルビーイングや幸せを解明していこうとする研究が多くなされてきた。このような、個々人の価値観を尊重し主観的な視点を重視してウェルビーイングや幸せにアプローチする研究を、ウェルビーイング研究の大家であるディーナー（1984）は、主観的ウェルビーイング（Subjective Well-being: SWB）の研究と名付けた。大石（2009）は、主観的ウェルビーイングの研究について「つまり、穏やかな日々の生活を理想に掲げる人は、どれぐらい自分が穏やかな生活を送れているかで人生の満足度の判断を下してもらえばよいし、逆に変化に富んだエキサイティングな生活を送りたいと思っている人には、どれぐらい自分がエキサイティングな生活を送っているかで人生の満足度を判断してもらえばよい。SWBのアプローチからすると判断基準自体は個人差があってもよいし、何でも構わない。とにかく、自分自身の基準からしてどれぐらい自分の人生がうまくいっているかを判断してもらえば、それで貴重なデータとなりうるのである。」と述べている。

この主観的ウェルビーイングを測定する国際標準となる方法として、OECDの主観的ウェルビーイング測定に関するガイドラインでは「生活評価」「感情」「エウダイモニア（eudaimonia）」の3つの概念枠組みを示している。その中で「生活評価」の枠組みに該当する尺度である「キャントリル階梯」は広く活用され、国連の世界幸福度調査（World Happiness Report）、地球幸福度指数（Happy Planet Index）やギャラップ世論調査（Gallup World Poll）など世界的に採用されている。具体的には、キャントリル階梯は以下の設問

となる。この尺度を基にした、国連の世界幸福度調査の世界ランキングの公表は日本のマスメディアでも取り上げられることが多い。

「階段を想像してください。それぞれの段には一番下が0、一番上が10までの番号が振られています。階段の一番上は、あなたにとって考えられる最高の人生を表し、一番下は考えられる最悪の人生を表しています。一番上の段が10で一番下が0だとすると、あなたは現在、ご自分がどの段に立っていると感じますか。」

しかしながら、主観的ウェルビーイングには文化差が確認されており、ランバート、石川、ディーナーら（2020）は、このキャントリル階梯は主観的ウェルビーイングを測定する有効な尺度であるが不完全であり、西洋の価値観を反映した尺度であることに注意が必要であると指摘し、東洋文化も含めた包括的なウェルビーイング測定尺度を提案するに至っている。加えて、内田（2020）は、日米の幸福感比較の研究レビューから、「北米では自己の能力の発現である「個人的な達成」が幸福の主要要素であり、自分に誇りを持ち、達成感を味わうことではじめて幸福が実現されているのに対し、日本においては幸福が関係性の結びつきの確認として定義されている。」とし、北米では個人達成志向、日本は関係志向と、主観的ウェルビーイングの文化差を述べている。また、「生活評価」における主観的ウェルビーイング度が他の先進国の平均よりも低いことに言及し、日本の課題も認識した上で、測定方法・尺度・指標が北米やヨーロッパなどの西洋から提案されたも

のであることへの注意が必要であると述べている。同様に、大石（2009）は、日米を比較したときに、自己の捉え方が、アメリカでは独立的自己観、日本では協調的自己観であり、「少なくとも中上流階級のアメリカ人では、伝統的に自分が特別な存在だという認識から自分の存在意義が生まれるのに対し、日本では周囲の人間と多く面で似た嗜好を持ち、周囲の人間とうまくやっていけることから自分の存在感を認め、またそこから幸福感が生まれるように思われる」とし、文化差における主観的ウェルビーイングの違いを説明している。また、これらの文化差の存在は、学術誌Nature（2010）が「Most people are not WEIRD」（WEIRDとはWestern, educated, industrialized, rich and democraticの略）と題し、心理学の実験対象が西欧先進国の出身者に偏っていることにより、その結果を一般化して世界の他地域に適用することへ警鐘を鳴らしたことも符合する。

さらに、内田（2020）は、ウェルビーイング調査において、中身の検討が十分にされずにランキングなどの「集計値の比較からの結論の単純化」に注目があつまる現状を危惧し、「幸福の「中身」の文化的違いは考慮されずにランキングがつくられているため、「その比較は本当に正しいのか」という問題提起を行う必要がある。」と指摘している。

### 3. ウェルビーイング研究における本稿の位置づけ

ウェルビーイング研究における本稿の位置づけとして、一つ目に、本稿は、主観的指標を用いた主観的ウェルビーイングの測定を対

象としたアプローチを行う。福井県内のウェルビーイングや幸福に関する調査は、『全47都道府県幸福度ランキング』で過去連続して一位となってきた背景もあり、既存の客観的指標による客観的ウェルビーイングの調査や研究に注目が集まり重点が置かれてきている。これまでに福井県内で主観的ウェルビーイングを測定する調査を自治体対象に本格的に実施した事例はなく、自治体の政策課題としての幸福実感や実感できる豊かさ等と称される住民一人ひとりの主観性に基づくウェルビーイングへのニーズが高まっていることから、今般の研究では主観的ウェルビーイングをメインのターゲットとする。

二つ目に、主観的ウェルビーイングの測定において、日本的価値観も踏まえた新しい尺度・指標を用いる。上記の先行研究からの問題意識のとおり、現行の国際標準となるキャントリル階梯等の生活評価の尺度・指標を用いて数字が高ければ高いほどウェルビーイングであると評価することは、必ずしも日本が有する価値観や幸福の志向性と合致しているとはいえない。ついでには、ランバート、石川、ディーナーら（2020）が提案する、他者との良好な関係性も含まれる人生におけるバランスと調和の度合いを測定する尺度・指標を活用する。本尺度・指標は国を単位とした国際比較では活用がはじまっているが、日本国内の特定自治体を対象とした調査としては初めての適用となる。

最後の三つ目に、日本の自治体をウェルビーイング研究の対象単位とし、主観的ウェルビーイングを自治体政策に適用するための実践的枠組みを提示する。ウェルビーイングへの政策的活用に関心度合いは日本全国で高

まる傾向にある。しかしながら、各自治体が独自のウェルビーイング指標を作成するケースは増えてきているものの、当該指標を基にした政策的展開により効果を発している事例は乏しい。また、ややもすればウェルビーイングという言葉だけが先行し、実態として主観的ウェルビーイングをいかに政策に活用するか等の体系的な知見の蓄積が見られていないため、本稿において、実践的枠組みの提示を試みる。

以上、先行研究からの問題意識をもとにした3つのポイントを踏まえ、本稿では、ウェルビーイングという新しい概念を日本の自治体政策へと適用する実践的枠組みを地方自治法から抽出し、実践的枠組みに対応した主観的ウェルビーイング調査モデルを新規に設定する。加えて、永平寺町との共同研究により当該調査モデルを用いた永平寺町民の主観的ウェルビーイング測定を実際に行い、調査プロセスと結果を通じて、ウェルビーイングの自治体政策への適用可能性と課題を考察する。

## II. 地方自治法からのウェルビーイングの実践的枠組みの抽出

### 1. ウェルビーイングとは“住民の福祉”

ウェルビーイングという新しい概念の研究は増加傾向にあるが、ウェルビーイングの自治体政策としての活用に関しては、注目があつまりはじめた発展途上にあり、各々の自治体が各々の分析視角を基に独自に模索している段階にある。全ての自治体に適用する一定の枠組みを暫定的にでも設定することが、今後のウェルビーイングに関する自治体政策の

進化のために有益と考え、ウェルビーイングを自治体政策として活用するための実践的枠組みを、日本の地方自治の法的根拠となる地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）から見出すこととする。

地方自治法は、地方自治体の組織及び運営に関する法規の総体となるが、第一編 総則第一条の二において、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と記載されており、「住民の福祉」の増進を図ることが、地方自治体が行う業務の基本的な目的であると解釈できる。

“福祉”という言葉は、広辞苑〔第7版〕において「①幸福、公的扶助やサービスによる生活の安定、充足。②消極的には生命の危急からの救い、積極的には生命の繁栄。」とされる。また、広井ら（2019）は、「幸福と福祉」と題した論考にて、「福祉の意味が次第に変わってきた。生存そのものを最小限に補償する制度から、よりよく生き幸福追求ができるような社会の実現を目指す、それが福祉の目標になりつつある。こうした文脈で考え直すとき、福祉の持つ意味は幸福であり、幸福と福祉とは、同じものを目指しているのではないかと言うことができる。」と論じている。ついては、福祉とは、人の幸福、公的扶助やサービスによる生活の安定や充足であり、地方自治法に記載された“住民の福祉”を、現代における住民のウェルビーイングであると本稿においては捉えることとし、“住民の福祉”の増進を図ることを基本とする政策を、ウェルビーイング自治体政策であると定義することとする。

なお、本稿において、政策とは、政策・施策・事業の基本方針から具体的事業までを包括する体系全体を指し示す用語として使用する（神奈川県自治総合研究センター 2002）。

## 2. 実践的枠組みとなる3層構造の抽出

ウェルビーイング自治体政策の実践的枠組みを抽出するため、地方自治法における“住民の福祉”の記載をe-Gov法令検索にて調べると、図表1のとおり計4カ所に“住民の福祉”の記載がある。一つ目は、上述したとおり、第一編 総則 第一条の二において、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と記載されている。この箇所からは、住民のウェルビーイングは自治体の存在目的とも捉えられるものであり、ウェルビーイングの概念は自治体としてのビジョンを提示する役割を果たすものと考えられる。また、住民の福祉の増進を図るためには、政策科学の見地に立ち現状の測定把握があってはじめて可能となるため、ビジョンの提示とともに地域住民のウェルビーイングの測定把握の必要性を表している。

二つ目は、第一編 総則 第二条において「⑭地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあり、自治体の最少の経費で住民の福祉の最大の効果を挙げるために、ウェルビーイングのアプローチは、政策の優先度を判断し決定する役割を有することが分かる。

図表1 地方自治法における「住民の福祉」の記載箇所及び内容と抽出されるウェルビーイングの実践的枠組み

記載箇所	記載内容	抽出される実践的枠組み
第一編 総則 第一条の二	地方公共団体は、 <u>住民の福祉</u> の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。	ビジョン提示と測定把握
第一編 総則 第二条	⑭地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、 <u>住民の福祉</u> の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。	政策の優先度決定
第二編 普通地方公共団体 第十章 公の施設 第二百四十四条	普通地方公共団体は、 <u>住民の福祉</u> を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。	政策への視点付与
第三編 特別地方公共団体 第四章 財産区 第二百九十六条の五	財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その <u>住民の福祉</u> を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。	

e-Gov法令検索をもとに作成

最後の三つ目は、第二編 普通地方公共団体 第十章 公の施設 第二百四十四条「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。」と第三編 特別地方公共団体 第四章 財産区 第二百九十六条の五「財産区は、その財産又は公の施設の管理及び処分又は廃止については、その住民の福祉を増進するとともに、財産区のある市町村又は特別区の一体性をそこなわないように努めなければならない。」と2つの記載箇所があり、ウェルビーイングの視点をもとに各種の政策実施を行うことが記載されている。ウェルビーイングが各種政策への視点付加の役割を果たすと考えられる。

なお、第二編 普通地方公共団体 第十二章 大都市等に関する特例 第一節 大都市に関する特例（指定都市の権能）第二百五十二条の十九において、福祉の単語を用いている行政事務として、「児童福祉に関する事務」、「身

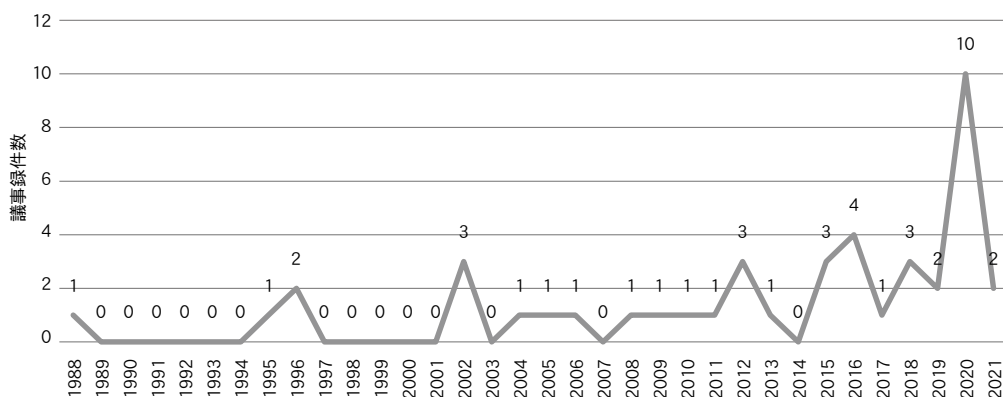
体障害者の福祉に関する事務」、「社会福祉事業に関する事務」、「知的障害者の福祉に関する事務」、「母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事務」、「老人福祉に関する事務」、「精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務」の7点ある。広井ら（2019）が、福祉の意味が、生存そのものを最小限に補償する制度という意味合いからよりよく生き幸福追求ができるような社会の実現へと変化してきているという指摘をしているが、地方自治法に記載されている福祉という用語を用いる事務事業からは、前者の生存そのものを最小限に補償する制度としての福祉という意味合いが、現行の地方自治法においてはより強く反映されているものと考えられる。

### 3. 議会質問から見る「ウェルビーイング」

次に、①ビジョン提示と測定把握、②政策の優先度決定、③政策への視点付加、の3層



図表2 全都道府県市区町村議会における「ウェルビーイング」の議会質問の議事録件数の推移



地方議会議事録横断検索 (<https://chiholog.net/chiholog>) をもとに作成

のウェルビーイング自治体政策の実践的枠組みをもとに、日本の都道府県市区町村議会において、ウェルビーイングという概念がどのような内容や文脈にて議会質問されているか、地方議会議事録横断検索 (<https://chiholog.net/chiholog>) を用いて整理・分類をおこなった。

まず、「ウェルビーイング」の単語により議事録件数を調べたところ、76件の議事録が検索された。その内33件は、ウェルビーイングという単語を事業体や企画の名称として使用しているものであり、ウェルビーイングに関する議会質問とは言えないため対象外とし、そのほかの43件を分析対象とした。

ウェルビーイングの議会質問の議事録件数の年推移は、1988年の熊谷市議会での議会質問にはじまり、1990年代や2020年代は各年に0~3件であったが、2010年代から増加傾向にあり、2020年には10件を記録している(図表2)。

議事録の議会質問の内容から、議事録を3層毎に分類すると、図表3のとおり、「①ビジョン提示と測定把握」は12件、「②政策の優先度決定」は1件、「③政策への視点付加」は30件となった。主な言及内容としては、「①ビジョン提示と測定把握」では、ウェルビーイングというビジョンの必要性やウェルビーイングの測定について、「②政策の優先度決定」では、ニュージーランド政府によるウェルビーイングに基づいた予算決定の仕組みについて、議会質問されている。また、「③政策への視点付加」では、教育・子育て・こどもの権利や貧困等の児童福祉(19件)、高齢者や障がい者支援・コミュニティ活動等の地域包括ケア(6件)、スマートシティや健康事業等の産業振興(4件)、職員のメンタルヘルスケア(1件)の幅広い政策分野においてウェルビーイングの視点から議論されている。特に、教育・子育て・こどもの権利や貧困等の児童福祉に関する議会質問が30件中19件となり、「③政策への視点付加」におけ

図表3 全都道府県市区町村議会における「ウェルビーイング」の議会質問の内容と傾向

実践的枠組み	議事録件数	議会名及び年	主な言及内容
ビジョン提示と測定把握	12件	那覇市議会 2020年、松川村議会 2020年、那覇市議会 2020年、多摩市議会 2020年 港区議会 2020年、渋谷区議会 2020年、武蔵野市議会 2020年、京丹後市議会 2020年 長久手市議会 2016年、西東京市議会 2016年、所沢市議会 2015年、荒川区議会 2011年	○ウェルビーイングというビジョンの必要性 ○ウェルビーイングの測定について
政策の優先度決定	1件	熊本市議会 2020年	○ニュージーランド政府によるウェルビーイングに基づいた予算決定の仕組み
政策への視点付与	30件	三島市議会 2021年、荒尾市議会 2021年、越谷市議会 2020年、大田区議会 2019年 福岡県議会 2019年、茅野市議会 2018年、山形市議会 2018年、仙台市議会 2018年 柏市議会 2017年、長久手市議会 2016年、日野市議会 2016年、松戸市議会 2015年 町田市議会 2015年、滋賀県議会 2013年、新潟市議会 2012年、和光市議会 2012年 孤野町議会 2012年、和光市議会 2010年、川口市議会 2009年、宮城県議会 2008年 和光市議会 2006年、宝塚市議会 2005年、鳥取県議会 2004年、高槻市議会 2002年 大田区議会 2002年、仙台市議会 2002年、逗子市議会 1996年、多摩市議会 1996年 ひたちなか市議会 1995年、熊谷市議会 1988年	○教育・子育て・こどもの権利や貧困等の児童福祉 ○高齢者や障がい者支援・コミュニティ活動等の地域包括ケア ○スマートシティや健康事業等の産業振興 ○職員のメンタルヘルスケア

地方議会議事録横断検索 (<https://chiholog.net/chiholog>) をもとに作成

るメインテーマとなっていることが分かる。

今回の議会質問で確認することができたウェルビーイングに関する発言内容・文脈は、本稿において設定した3層の実践的枠組みの全ての層において確認ができ、且つ当該枠組みの中におさまるものであった。一方で、「②政策の優先度決定」に関しては、1件のみであり、且つ内容も日本の自治体における実践ではなく、ニュージーランド政府の取り組みを紹介・議論したものに留まっている。このことから日本のウェルビーイング自治体政策の現状の議論・注目は、「①ビジョン提示と測定把握」と「③政策への視点付加」が中心であり、ウェルビーイングの観点から政策分野の優先度を決定する「②政策の優先度決定」については議論も実践もまだ深まっていないことが分かる。

また、2009年の川口市議会では「福祉では、ウェルフェアからウェルビーイングへの転換が図られ、最低限の保障から個人の尊重、自己実現へと質が問われるようになってきました。」と、2015年の長久手市議会では「これからは、もう新しい時代は、ウェルビーイン

グだと、いわゆる幸せだと。幸せとは何ぞやということへ、もう世の中は大きく動いているということを言われまして、(中略)今までのウェルフェアの日本一じゃなくて、幸せとは何ぞやと言って、それは今言ったようなことを考えて、一緒にやっていたら」と発言がなされ、「住民の福祉」の質の変化を捉えてウェルビーイングへのアプローチの重要性が述べられている。このことは、地方自治法に記載された“住民の福祉”を一人ひとりの住民のウェルビーイングであると捉え、ウェルビーイングの自治体政策展開の今後の可能性を考察する本稿の視座と軌を一にするものであった。

#### Ⅳ. 主観的ウェルビーイング調査モデルの新規設定

実践的枠組みの層毎に中核的質問を設けることで、図表4のとおり主観的ウェルビーイングの調査モデルを新規設定した。層毎のポイントを以下にて説明する。

図表4 主観的ウェルビーイング調査モデル

ウェルビーイング実践の枠組み	中核的質問
第一層： ビジョン提示と測定把握	【具体的設問】あなたは過去1週間を総合して「生活が整っている」とどれぐらい感じましたか。 【回答選択肢】とても感じた, まあまあ感じた, 少し感じた, 感じなかった
第二層： 政策の優先度決定	【具体的設問】あなたは以下の9つの項目について、日々の永平寺町での生活においてどの程度満足していますか？ 【項目】「健康」「仕事」「学び」「食と農」「まちづくり」「自然」「文化・芸術」「家族・友人との関係性」「時間の使い方」 【回答選択肢】：満足している、どちらからといえば満足、どちらともいえない、どちらからといえば不満、不満である
第三層： 政策への視点付与	【具体的設問】あなたは永平寺町の以下の項目のことにどのように感じていますか。 【項目】（シビックプライド）永平寺町に愛着や誇りを感じる （まちへの希望感）永平寺町のまちの未来に希望を感じる （世代間交流）永平寺町は世代を越えて交流ができる場所や機会がある町だ （協調性）永平寺町は町民同士が助け合って暮らしている町だ （寛容性）永平寺町はあなたの意見や置かれた環境・ジェンダーなどを尊重してくれる町だ （創造性）永平寺町は創造性をはぐくむ場所や機会がある町だ 【回答選択肢】感じる、どちらともいえない、感じない

### 1. ビジョン提示と測定把握（第一層）のポイント

自治体の進むべきビジョンを提示し、住民の主観的ウェルビーイングを実際に測定する方法として、ランバート、石川、ディーナーら（2020）が提案する、人生のバランスと調和の度合いを測定する尺度・指標を活用する。

バランスと調和（balance and harmony）の概念は、ロマス（2021）は、日本を含めた東洋文化圏では歴史的に重要視されてきたが、西洋文化圏ではあまり重要視されてこず、ウェルビーイングの中核をなすコンセプトながらもその価値に十分な注目が当たってこなかったと指摘、加えて、バランスとは、相互関係する2つの現象の関係性の質を表し、調和とは、複数のバランスをとる行為間の動的な連携・調整であるとし、バランスと調和の特徴・性格を「感情」「認知」「活動」「自他

関係」の4点の側面にて説明（図表5）。「自他関係」においては、人（自分）と人（他人）との社会的関係性の結びつきや連携の質を対象としている。また、このバランスと調和を測定するために、ケルら（2016）が人生の調和についての研究で用いていた「the various aspects of my life are in balance」という文言を採用し、具体的には”In general, how often do you feel the various aspects of my

図表5 バランスと調和の4つの側面

側面	側面の説明の一例
感情のバランスと調和 Affective balance and harmony	喜びなどのポジティブ感情と悲しみなどのネガティブ感情とのバランスと調和がとれていること。
認知のバランスと調和 Cognitive balance and harmony	不注意などの相対的に関与集中していない状況と自分の思い込み等により過度に関与集中している状態のバランスと調和がとれていること。
活動のバランスと調和 Behavioural balance and harmony	ワークライフバランスのように人生の様々な活動や要素のバランスと調和がとれていること。
自他関係のバランスと調和 Self-other balance and harmony	自分のニーズの優先と他者（および自然界）のニーズの優先とのバランスと調和がとれていること。

ロマス（2021）、ランバート、石川、ディーナーら（2020）をもとに作成

life are in balance (Always, Often, Rarely, Never)” という設問により、バランスと調和を感じる頻度を尋ねることで総合的な主観的ウェルビーイングを測定することを提案している。

東京オリンピック2020の基本コンセプトの一つとして多様性と調和が掲げられ、また、前野(2015)は『幸せの日本論』にて、日本の理想的な社会モデルとは、全体が調和し共生するものであると述べており、バランスと調和のコンセプトは日本のウェルビーイング自治体政策のビジョンを提示し得るものであり、加えて、バランスと調和の観点から一人ひとりの身体的・精神的・社会的な状態を測定把握できるものである。ついては、これまでの西洋中心の国際標準であったキャントリル階梯等のハシゴ型にかわり、日本の価値観も踏まえた振り子型とも言える主観的ウェルビーイングの測定方法である” In general, how often do you feel the various aspects of my life are in balance? (Always, Often, Rarely, Never)” を “あなたは過去1週間を総合して「生活が整っている」とどれくらい感じましたか? (とても感じた, まあまあ感じた,

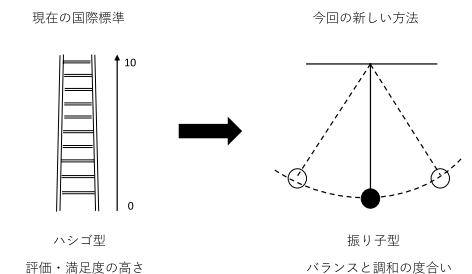
少し感じた, 感じなかった)” と生活者視点にて筆者が日本語翻訳し使用することとした。

## 2. 政策の優先度決定(第二層)のポイント

ウェルビーイングな状態を生み出す要因や要素を特定するために世界各国でウェルビーイングに関する指標の策定が進んでいるが、現状において統一的な指標が定まっているわけではない。また、森田(2013)は、ウェルビーイングを指標化するアプローチが確立されていないことから、指標選定に恣意性は免れないことを指摘し、日本の自治体のウェルビーイングに関する指標の作成事例は行政自身が指標選定を行っていることから、画一的なものとなり住民の価値観を十分に反映できていない可能性がある、と述べている。そのため、その解決策としては、住民自治の原則に基づき地域のステークホルダーが協働により指標作成を行うことができれば、恣意性や画一化を回避できる可能性がある、としている。

そこで、今般の調査において、上述の「未来の幸せアクションリサーチ」にて、県民の声から参加型で策定した福井人の幸せの9分類を用いることとする。9分類とは、「健康」「仕事」「学び」「食と農」「まちづくり」「自然」「文化・芸術」「家族・友人との関係」「時間の使い方」となり、福井の暮らしの中で実感することができる幸せなときやことを福井新聞を通じて広く県民から募集し、約400人からの約1000項目の回答をもとに分類・作成されたものである。福井県民の実感から作成された分野項目であるため、行政選定による恣意性と価値観の画一化を一定程度回避できるものとする。

図表6 主観的ウェルビーイング測定方法の新しい提案



ランバート, 石川, ディーナーら(2020)の提案内容をもとに作成

具体的な設問としては、“あなたは以下の9つの項目について、日々の永平寺町での生活においてどの程度満足していますか？（満足している、どちらからといえば満足、どちらともいえない、どちらからといえば不満、不満である）”とし、上記9つの分野項目毎の主観的満足度を尋ねる形とした。

### 3. 政策への視点付与（第三層）のポイント

第三層においては、「健康」「仕事」「学び」等の政策分野とは異なり、政策分野を分野横断する地域のウェルビーイングに関する政策視点として、永平寺町との議論のもと、「シビックプライド」「まちへの希望感」「世代間交流」「協調性」「寛容性」「創造性」の6つを設定した。

具体的には、6つの視点項目を永平寺町での生活において実感できているかどうかを町民に尋ねた。

なお、政策分野同様に政策視点に関しても地域のウェルビーイングを見る上での統一的な視点は確立されていないため、永平寺町役場との議論を通じて設定することとした。そのため、森田（2013）が指摘する、選定における恣意性や画一化の可能性は本層において含まれている。

## Ⅳ. 永平寺町におけるウェルビーイング調査の結果

### 1. 調査概要

#### (1) 調査対象

福井県永平寺町在住の15歳以上の住民

#### (2) 調査期間

2021年4月2日（金）～5月7日（金）の35日間

#### (3) 調査方法

グーグルフォームによるウェブ調査にて実施。調査周知のため、協力依頼チラシを二度にわたって全戸配布実施。

#### (4) 回答状況

回答数 1198人（回答率 7.54%、2021年5月1日の永平寺町の15歳以上人口 15,884人の場合）、有効回答数 1185人（回答率 7.46%）。なお、回答不備・重複回答などの場合、無回答として処理した。

#### (5) 回答者属性

図表7 回答者の性別割合

No	カテゴリ	件数	%
1	男性	497	41.9
2	女性	682	57.6
3	回答しない	6	0.5
	合計	1185	100.0

図表8 回答者の年代割合

No	カテゴリ	件数	%
1	15～19歳	73	6.2
2	20～29歳	61	5.1
3	30～39歳	91	7.7
4	40～49歳	194	16.4
5	50～59歳	212	17.9
6	60～69歳	233	19.7
7	70～79歳	221	18.6
8	80～89歳	88	7.4
9	90歳以上	12	1.0
	合計	1185	100.0

### 2. 調査結果

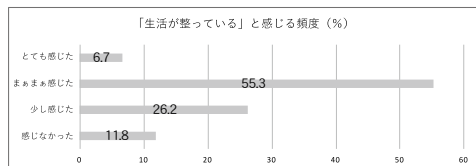
#### (1) ビジョン提示と測定把握（第一層）の結果

バランスと調和（生活が整っている）を感じる頻度を、住民一人ひとりの主観的ウェルビーイングを測定把握するための総合的

な指標・尺度として使用し、「とても感じた(6.7%)」「まあまあ感じた(55.3%)」「少し感じた(26.2%)」「感じなかった(11.8%)」の結果となった。特に、ウェルビーイングな状態ではないと判断することができるバランスと調和を「感じなかった」と回答した住民の割合が11.8%となったことは重要な結果であり、住民のウェルビーイングに関して政策支援ニーズが存在することを示唆するものであった。

図表9 バランスと調和を感じる頻度に関する回答結果

No	カテゴリ	人数(人)	構成比(%)
1	とても感じた	79	6.7
2	まあまあ感じた	655	55.3
3	少し感じた	311	26.2
4	感じなかった	140	11.8
	合計	1185	100.0



(2) 政策の優先度決定(第二層)の結果

政策分野の9分野にて永平寺町における現状の満足度を5段階で測定。「満足している」または「どちらかといえば満足」と回答した割合は、「自然(74.1%)」、「家族・友人との関係(70.8%)」、「健康(70.2%)」の順に高く、永平寺町におけるウェルビーイングの基盤となる強みと捉えることができる。一方で、「文化・芸術(39.3%)」、「学び(45.0%)」、「まちづくり(45.1%)」の満足度は上位分野と比較して顕著に低く、永平寺町におけるウェルビーイングに関する弱みと捉えることができる。

特に、「文化・芸術」は、永平寺町が永平寺等の豊富な地域資源が存在する中で、実感として満足感を得られていないという結果であり、弱みであると同時に、政策分野としての伸びしろであると捉えることができる。

(3) 政策への視点付与(第三層)の結果

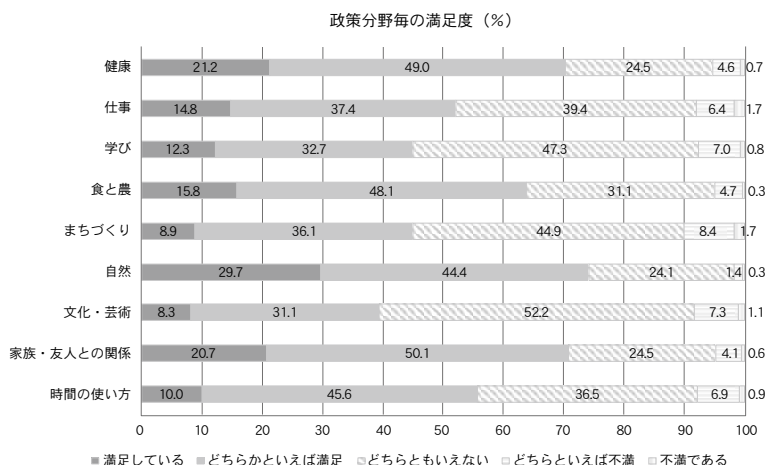
政策視点となる6つの視点の生活実感を測定したところ、「感じる」と回答した割合は、「シビックプライド(51.1%)」が最も高く、永平寺町の強みと考えられる。一方で、「寛容性(14.0%)」と「創造性(16.7%)」に関する実感値は低く、分野横断的な町の弱み・課題として特定された。

V. 考察—可能性と課題—

ウェルビーイングの概念の自治体政策としての展開に向けて、地方自治法の”住民の福祉”の記載から、3層のウェルビーイングの実践的枠組み(①ビジョン提示と測定把握、②政策の優先度決定、③政策への視点付加)を抽出し、実践的枠組みに対応した主観的ウェルビーイングの調査モデル系を新規設定し、永平寺町にてウェルビーイング調査を実施することができた。加えて、調査プロセス及び結果分析を通じて、ウェルビーイングの政策支援ニーズを確認し、政策分野として文化・芸術分野、横断的視点として寛容性や創造性の重要性を調査結果から導くことができた。永平寺町では、この結果を基にコロナ禍及び新型コロナウイルス感染症収束後も念頭においた政策の具体的検討を進めており、ウェルビーイングの概念の自治体政策適用への可能性が実践的に示された。

図表 10 政策分野毎の満足度に関する回答結果

No	カテゴリ	満足している (件数/%)		どちらかといえば満足 (件数/%)		どちらともいえない (件数/%)		どちらといえば不満 (件数/%)		不満である (件数/%)	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1	健康	251	21.2	581	49.0	290	24.5	55	4.6	8	0.7
2	仕事	175	14.8	443	37.4	471	39.7	76	6.4	20	1.7
3	学び	146	12.3	387	32.7	560	47.3	83	7.0	9	0.8
4	食と農	187	15.8	570	48.1	368	31.1	56	4.7	4	0.3
5	まちづくり	106	8.9	428	36.1	532	44.9	99	8.4	20	1.7
6	自然	352	29.7	526	44.4	286	24.1	17	1.4	4	0.3
7	文化・芸術	98	8.3	368	31.1	619	52.2	87	7.3	13	1.1
8	家族・友人との関係	245	20.7	594	50.1	290	24.5	49	4.1	7	0.6
9	時間の使い方	119	10.0	540	45.6	433	36.5	82	6.9	11	0.9



本稿にて提示したウェルビーイングの3層の実践的枠組みと中核的質問を据えた主観的ウェルビーイングの調査モデル系は、ウェルビーイングの概念を自治体政策へと適用し、実際に住民のウェルビーイングを測定把握する一つのアプローチ・方法として、永平寺町ばかりでなく他自治体にもオーダーメイドにより適応可能であり、ウェルビーイング自治体政策の知見の蓄積と進化に貢献し得る可能性があるものと考え。

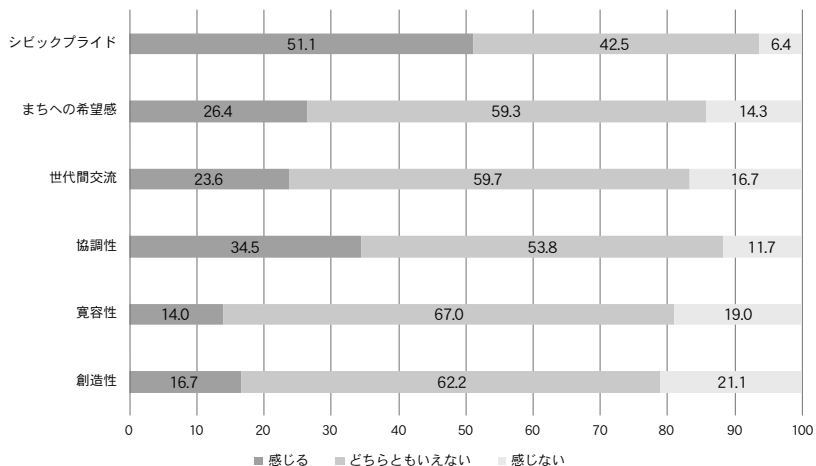
一層目のビジョン提示と測定把握については、一人ひとりの身体的・精神的・社会的に良好な状態を目指すという自治体のビジョンを住民と共有し、また継続的測定により住民

の置かれている状況を主観的ウェルビーイングから把握することが可能である。また、他国では一人あたりGDPが上昇していても国民の主観的ウェルビーイングが下がった後に社会混乱が生じるケースが報告されており(経済協力開発機構 OECD 2015)、自治体として継続的に主観的ウェルビーイングを経年把握していくことが重要である。

二層目の政策の優先度決定については、ウェルビーイングの観点からみた当該自治体の強みとなる分野と弱みである分野を明確にすることができ、弱みを伸びしろとして捉え当該分野を重点化していくことで住民のウェルビーイングの増進につながる可能性があ

図表 11 政策視点毎の生活実感に関する回答結果

No	カテゴリ	感じる (件数/%)		どちらともいえない (件数/%)		感じない (件数/%)	
		件数	%	件数	%	件数	%
1	シビックプライド	605	51.1	504	42.5	76	6.4
2	まちへの希望感	313	26.4	703	59.3	169	14.3
3	世代間交流	280	23.6	707	59.7	198	16.7
4	協調性	409	34.5	637	53.8	139	11.7
5	寛容性	166	14.0	794	67.0	225	19.0
6	創造性	198	16.7	737	62.2	250	21.1



る。また、三層目の政策への視点付加については、各自治体が様々な自治体政策を実施する上で横断的な考慮点を住民の実感から見出すことができ、これを各種自治体政策に反映させることで住民のウェルビーイングの増進につながる可能性がある。

一方で、本稿において分析検討できなかった課題として、総合的な主観的ウェルビーイングを表す一層目の人生のバランスと調和の度合いが、二層目の政策分野毎の満足度と三層目の政策視点毎の生活実感とどのような相関関係があるのか、更なる調査分析が必要である。一層目、二層目、三層目の相関関係の確認を通じて、二層目の政策分野や三層目の

政策視点の項目の妥当性を吟味検討していくこともウェルビーイング自治体政策の成果やインパクトを裏付ける上で重要である。

また、例えば、人口減少の課題対応に向け20-30代の若年女性をターゲットとし属性毎の詳細分析やパネル分析をするなど、各自治体の最優先課題に応じた属性を対象とし、より詳細な調査分析を実施することも望まれる。

加えて、本稿に示した実践的枠組みと調査モデル系を通じて得られる調査結果は、抽象度が高いものとなるため、自治体が調査結果を如何に政策に活用していくかが課題であり、客観指標に基づき自治体が設定したKPIと組み合わせて活用する方法や、住民自身が



結果に関して当事者意識をもち日常においてウェルビーイングを実感できるアクションに繋げていけるような自治体としての伴走方法の検討も今後の課題として挙げられる。

最後に、ウェルビーイングの視点に立つ時、一度の調査だけではなく中長期的視点を持ってウェルビーイング調査を継続していくことが重要であり、経年変化を捉えて、調査結果を政策科学として政策反映していくことが、ランキングの議論を越えて必要であることを記し、本稿を締めくくりたい。

#### 【参考文献】

宇賀克也 (2015) 『地方自治法概説〔第6版〕』有斐閣。  
 内田由紀子 (2020) 『これからの幸福について—文化的幸福感のすすめ』新曜社。  
 大石繁宏 (2009) 『幸せを科学する—心理学からわかったこと』新曜社。  
 幸せ経済社会研究所 (2012) 「自治体の幸福度や(真の)豊かさ等の指標化や政策目標への考慮状況に関する調査」『幸せ経済社会研究所調査レポート』No.5. [http://ishes.org/news/2012/09/26/archives/pdf/20120926\\_houkokusho.pdf](http://ishes.org/news/2012/09/26/archives/pdf/20120926_houkokusho.pdf)  
 「幸せリーグ」事務局 (2014) 『「幸せリーグ」の挑戦』三省堂。  
 新村出 (2018) 『広辞苑 第七版』岩波書店。  
 鈴木 孝弘, 田辺 和俊 (2016) 「幸福度の都道府県間格差の統計分析」『東洋大学紀要. 自然科学篇』Vol.60。  
 神奈川県自治総合研究センター (2002) 「分権時代における政策過程のあり方について」『平成13年度自治総合研究センター独自研究報告書』

経済協力開発機構 OECD (2012) 『OECD 幸福度白書 より良い暮らし指標：生活向上と社会進歩の国際比較』明石書店。

経済協力開発機構 OECD (2015) 『主観的幸福を測る OECD ガイドライン』明石書店。

経済協力開発機構 OECD (2020) 『GDP を超える幸福の経済学』明石書店。

高野翔 (2021) 「ウェルビーイング (Well-being) の公共政策への展開に関する考察—ブータン王国のGNHの事例を参考にして—」『ふくい地域経済研究』Vol.32。

寺島実郎, 一般財団法人日本総合研究所 (2020) 『全47都道府県幸福度ランキング 2020年版』東洋経済新報社。

内閣府 (2010) 「我が国における指標化の取組み」(2010年12月22日, 第1回幸福度に関する研究会) <https://www5.cao.go.jp/keizai2/koufukudo/shiryu/lshiryu/9.pdf>

内閣府 (2021) 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」(2021年6月18日) [https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/2021\\_basicpolicies\\_ja.pdf?fbclid=IwAR3yrwFRZRx0CaCcPCcINuDw5CDjrGns1\\_qJvOV8-k\\_ycBt8RyXVXiZCRGM](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2021/2021_basicpolicies_ja.pdf?fbclid=IwAR3yrwFRZRx0CaCcPCcINuDw5CDjrGns1_qJvOV8-k_ycBt8RyXVXiZCRGM)

内閣府 (2021) 「成長戦略実行計画案」(2021年6月18日) [https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2021/0618/shiryo\\_03.pdf?fbclid=IwAR0Stf2AEcGK05tz5CKOb7nOR4likDutWg0emZRiULMvM9FpZOIAJ8W7838](https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2021/0618/shiryo_03.pdf?fbclid=IwAR0Stf2AEcGK05tz5CKOb7nOR4likDutWg0emZRiULMvM9FpZOIAJ8W7838)

広井良典, 京都大学こころの未来研究センター, 日立京大ラボ・北大ラボ (2019) 「AI・地域・幸福—自治体公共政策の新展開」『月刊ガバナンス』通巻214号。

広井良典, 和川央 (2020) 「幸福度指標をめぐる政策展開」『月刊ガバナンス』通巻251号.

細川善弘, 須藤一磨 (2020) 「ふくい×AI: 未来の幸せアクションリサーチ (特別小特集 AI時代の持続可能な地方分散社会を目指して)」『電子情報通信学会誌』Vol.103 No.10.

前野隆司 (2015) 『幸せの日本論』角川新書.

町野和夫 (2013) 「地域の「豊かさ指標」開発の可能性と課題」『地域経済経営ネットワーク研究センター年報』Vol.2.

宮田三郎 (2003) 『地方自治法入門』信山社.

森田修康 (2013) 「指標を基点とした自治体経営の方向と課題」『経営行動研究年報』第22号, 経営行動研究会編

森田修康 (2014) 「自治体における幸福度指標の課題と方向性—指標作成アプローチと政策の改善・立案への活用方策—」『自治体学』Vol.27-2

Diener, E. (1984) . Subjective well-being. *Psychological Bulletin*, 95(3), 542-575.

Henrich, J., Heine, S. & Norenzayan, A (2010). Most people are not WEIRD. *Nature*, 466, 29.

Kjell, O. N. E., Daukantaitė, D., Hefferon, K., & Sikström, S. (2016). The harmony in life scale complements the satisfaction with life scale: Expanding the conceptualization of the cognitive component of subjective well-being. *Social Indicators Research*, 126(2), 893-919.

Lomas, T. (2021). Life balance and harmony: Wellbeing's golden thread. *International Journal of Wellbeing*, 11(1), 50-68.

Louise Lambert, Tim Lomas, Margot P. van de Weijer, Holli Anne Passmore, Mohsen Joshanloo, Jim Harter, Yoshiki Ishikawa, Alden Lai, Takuya Kitagawa, Dominique Chen, Takafumi Kawakami, Hiroaki Miyata, Ed Diener (2020). Towards a greater global understanding of wellbeing: A proposal for a more inclusive measure. *International Journal of Wellbeing*, 10(2), 1-18.

#### 注)

1 本稿は、永平寺町と福井県立大学地域経済研究所による共同研究「新型コロナウイルス感染症に関する永平寺町生活実感調査」の調査プロセス及び分析結果を基にしている。共同研究メンバーである永平寺町役場及び地域経済研究所杉山友城准教授に御礼申し上げます。

2 本稿は、Global Wellbeing Initiativeの研究コミュニティメンバーとのディスカッションを通じて得られた知見や方法を豊富に活用している。公益財団法人 Well-being for Planet Earthの代表理事である石川善樹氏をはじめとする研究コミュニティメンバーに御礼申し上げます。

3 福井新聞及び京都大学と日立製作所の共同研究部門である日立未来課題探索共同研究部門による協働プロジェクト「未来の幸せアクションリサーチ」において、筆者はプロジェクトのクリエイティブ・ディレクターを務めている。

4 ウェルビーイングの公共政策への展開の着想は、筆者が2014-2017年に国際協力／国づくりの仕事で滞在したブータン王国の

GNH (Gross National Happiness) 政策によるものが多い。なお、ブータンにおけるGNH政策は、表記こそHappinessのHとなるが、ポジティブ感情であるHappinessばかりでなく、人々の幸福や健康や福祉などに関わる包括的な内容であり、ウェルビーイング政策として整理されるものである。